

国名及び調査対象地域	フランス
回答者氏名及び所属	パリ法廷弁護士・ CM&A CHAUVEAU MULON ET ASSOCIES パー トナー弁護士 Hansu YALAZ
回答作成日	2025 年 2 月 28 日

I. DV 被害者保護に関する法制度の概要

- ※ DV の定義を含む。
- ※ 法令名を含む。

DV が民法で扱われるか刑法で扱われるかによって、区別する必要がある。

1. 民事裁判においては、DV 被害者とその子どもの保護は、主に家庭裁判所裁判官（後述）から申し立てられる**保護命令**によって実現される。その他の手続きとして、緊急の場合、特に親権行使の取り決めを変更するために、家庭裁判所裁判官に問題を付託することが認められる。だが、民法には「DV」の定義がない。近年、裁判官は DV のさまざまな形態をより深く理解し、特定するために、「**支配的な束縛**」という概念に言及することが増えている。この表現は、特に被害者を孤立させ、経済的・社会的に依存させることによって、被害者を支配し、抑圧する現象を表している。
2. 子どもが家庭内で危険な状況に置かれている場合には、**児童裁判官**が介入し、子どもを危険な状況から引き離すための措置を命じることもできる。この危険は当該裁判官が判断する。虐待の定義は、**Social Action and Family Code** で規定されており、裁判官はこれを根拠として用いることができる（第 L119-1 条）。
3. **刑事裁判官**は、刑法で罰することができる虐待行為、すなわち配偶者に対する虐待、性的暴行、強姦又は殺人（刑法第 221-4 条 4°、第 222-13 条及び第 222-24 条 11°）、夫婦間のハラスメント（刑法第 222-33-2-1 条）を裁定する。

フランスでは、DV に関する法律は、被害者を保護するために常に進化している。

II. DV 関連の司法手続

1 警察による加害者への対応

(1) 概要

虐待行為を通報するために、被害者は警察又は「憲兵」に訴状を提出することができ、警察又は憲兵隊は訴状を受理する義務を負う（刑事訴訟法第 15-3 条）。

警察又は「憲兵」はその後、捜査を行い、訴状を（各司法裁判所の）**検察官**に転送し、どのような

措置を講じるかは検察官が決定する。

被害者は、検察官に直接郵送で訴状を提出することもできる。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

- **国家警察又は国家憲兵隊**：17（緊急通報番号）又は 114（SMS 通信のための緊急通報番号）。
- **112**：国家当局にリダイレクトされる欧州緊急通報番号。
- **3919—Violence Femmes Info**：DV 被害者のためのヘルプライン（心理的及び経済的な虐待を含む）。
- **<https://arreteonslesviolences.gouv.fr>**：政府プラットフォーム
- **Information centre on women's and family rights (CIDFF)**（女性と家族の権利に関する情報センター）
- **119—Allô Enfance en Danger**（危険下にある子どもの通報番号）：危険な状況に置かれている子ども又は子どもの安全を懸念する人のための特別なヘルプライン。
- 子どもが虐待の被害者、特に DV の被害者となっている場合に手紙を投函できるように、**Butterfly's letterbox** が学校に設置されている。
- **WOMEN FOR WOMEN FRANCE** のウェブサイト：DV のすべての被害者のための多言語情報ポータル。
- **ASE - Aide Sociale à l'Enfance**（児童社会扶助機関）：フランスの各県は、危険にさらされている子どもを専門に扱うサービスを提供している。

(3) DV の通報があった場合の警察の対応

➤ 訴状フェーズ：

- 警察は被害者の訴状を登録する義務を負う。被害者は証拠を提出するよう勧められる（脅迫や侮辱にあたるテキストメッセージのスクリーンショット、ハラスメントを受けた通話記録のスクリーンショット、電子メール）。
捜査開始につながらない「handrail 調書」ではなく、訴状の提出を主張することが重要である（ただし、DV の場合は原則として、警察は handrail 調書を検察官に転送する義務を負う）。
- 警察官は、たとえ被害者に身体的な痕跡がなくても、被害者の健康に対する虐待の身体的及び心理的影響を評価するため、UMJ（司法医療部門）の医師による診察を受けるよう被害者に提案する。医師は、被害とその重症度（総合的な労働能力の喪失状況）を記載した診断書を作成する。
虐待が純粋に心理的なものであったとしても、被害者が診察に同意することが極めて重要である。

➤ 起訴フェーズ：

警察は、「mis en cause（被疑者）」とされる虐待の加害者に対して、捜査と尋問を行う。犯罪の重大性に応じて、加害者は警察署に呼び出されることがある。

- 「警察の任意の事情聴取」を受ける場合、加害者は任意の時点で自由意思により、事情聴取を終えて、警察署を出ることができる。
- 「警察に勾留」される場合、加害者は自由を奪われ、最大 48 時間までの一定期間、そこ

に留まらなければならない。

警察は、被害者と加害者の対面を提案することができる。

被害者は対面の際に、弁護士を同伴することができる。被害者は対面を拒否することもできる。

検察官は捜査中、差し迫った危険があることが証明された場合、被害者の同意を得て、遠隔保護・位置情報システムを設定することができる（刑事訴訟法第 41-3-1 条）。

検察官は多くの場合、**近隣調査や被害者の親族調査**を実施する。訴状を提出する際には、証言できる人物の氏名を明記することが重要である。

被害者が既に医師の治療を受けている場合、医師の職業上の守秘義務は解除され、医師は検察官に危険を通報することができる（刑法第 226-14-3 条）。

申立て事実が非常に重大で、それ以上捜査をする必要がない場合、検察官は虐待の加害者を、警察での勾留後直ちに裁判にかけることを決定することができる（即時出頭と呼ばれる手続き）。

捜査が終わると、検察官は次の手続きについて決定を下す。以下のいずれかを決定することができる。

- 検察官が証拠不十分と考える場合などは、事件を取り下げ、虐待の加害者を起訴しない。
- 起訴に代わる措置を提案する（法律に関する注意喚起、法律上の義務と遵守しない場合に生じるリスクを加害者に念押し、DV を防止・撲滅するための責任トレーニングコースの受講など）。
- 精神鑑定書や証人の供述の要求などにより、捜査裁判官に捜査の継続を要請する。

捜査裁判官は、特に被害者の安全が脅かされていると考える場合には、虐待の加害者を司法監督下に置く決定を下すことができる。**この暫定的な保護措置は、裁判まで実施される。**司法監督下で課することができる措置には、例えば、接触の禁止、被害者の自宅や職場、子どもの学校への立寄りの禁止、より広範な地域（県）への立寄りの禁止、出国の禁止、当局（警察署又は憲兵隊）への定期的な報告義務などがある（刑事訴訟法第 138 条）。

(4) 接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

保護命令で課された措置に従わない場合、3 年の拘禁刑と 45,000 ユーロの罰金が科される犯罪となる。加害者が課された措置に従わない場合は、訴状を提出しなければならない。

Judge of Liberties and Detention は、当該者を仮勾留する決定を下すことができる。

(5) DV 被害者が外国人の場合の配慮（通訳支援等を含む）

- DV の被害者は、フランスの有効な居住許可を有していなくても、フランスで虐待を通報するために訴状を提出することができる。
- 112 :適切な当局の紹介を受けるための欧州緊急通報番号
- 3919 のヘルプラインでは、フランス語に加えて以下の 12 の言語で相談サービスが提供されている（相談サービスの提供者は特定の時間帯のみ受け付けているため、適切な時間帯にかけ直すよう求められる）。英語、アラビア語、クレオール語、ダリー語、スペイン語、

ヘブライ語、カビル語、標準中国語、ペルシャ語、ポーランド語、ポルトガル語、トルコ語。

- 多言語チャットサービス (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/R50511>) を通じてオンラインで虐待を通報し、訴状提出の予約を取ることもできる。
- 審理において、具体的にはいかなる裁判においても、裁判所書記官の事務所に事前に請求することを条件として、通訳者を利用する権利が与えられる（刑事訴訟法第 D591-11 条）。

(6) その他、警察等に関する有益な情報

- 警察署や「憲兵隊」には、家族保護部門があり、被害者に助言を行うこともできる臨床心理士やソーシャルワーカーもいる。被害者は、特に加害者がその義務を果たさない場合、又は別の訴状を提出する必要がある場合には、これらの部署への連絡を躊躇してはならない。

2 DV 被害者が緊急時に取り得る司法手続

※ DV 被害者又は近親者への接近禁止命令、住居からの退去命令等を含む

(1) 概要（調査対象地域を明記）

当所は民事と刑事の両方の事件を扱っている。

家庭裁判所裁判官による民事事件において、（現在又は過去の夫婦間での）DV の被害者は、保護命令を申し立てることができる（民法第 515-9 条から第 515-13 条まで、及び民事訴訟法第 1136-3 条と第 1136-15 条に規定）。

申立てが裁判所に提出され次第、書記官事務所は、審理のために設定された期日を両当事者及び検察官に通知する。検察官は、保護命令の申立てについて意見を示し、それを裁判官に送付する。

被害者は審理当日、裁判官による個別審理を求めることができる。通訳者が必要な場合は、本人が指定する人物を同伴することができる（通訳者は審理で宣誓しなければならない）。被害者は申立てを提出する際にも、裁判所が任命した通訳者（無償）の立会いを要求することができる。

保護命令を受けるために、被害者は以下を証明しなければならない。

- 1) 申し立てた虐待の蓋然性
- 2) 被害者及び／又は 1 人以上の子どもがさらされている危険

訴状の提出は必須ではないが、強く推奨される。訴状は追加証拠となる。注意：家庭裁判所裁判官に捜査権はない。虐待の証拠を提出するのは被害者の責任である。

- 条件が満たされた場合、裁判官は、被害者を保護するために次のような一連の措置を命じることができる。
- 接触の禁止

- 被害者に夫婦の家の使用を認め、虐待の加害者が所有者であってもその者を立ち退かせる。
- 両当事者が婚姻関係にある場合、虐待の加害者に金銭的負担をさせる。
- 親権行使の条件を定める（子どもに対する独占的な親権を要求する、及び／又は加害者の交流権を停止し、若しくは面会場所での行使を取り決める）。
- 電子式接近防止装置を装着させる、被害者の居住地を秘密にする。
- 国外に拉致される恐れがある場合の子どもの出国禁止

保護命令を発出した裁判官は、直ちに検察官に通知するとともに、子どもが危険にさらされる可能性がある場合には、その旨も検察官に通知する。これは、検察官が子どもの危険に対する新たな捜査と訴追の開始を決定できることを意味する。

強制結婚の場合にも、保護命令を請求することができる。

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

⇒ 保護命令は、問題が裁判官に付託されてから**最長 6 日以内**に発出される。

⇒ 2024 年、家庭裁判所が標準的な保護命令を発出するために必要な 6 日間の期間中に危険にさらされている人々を保護することを目的として、**即時暫定保護命令**（民法第 515-13-1 条）が創設された。これは、重大かつ差し迫った危険がある場合に、検察官の要請により、**24 時間以内に**家庭裁判所裁判官によって発出される。裁判官は、接触と特定の場所への訪問を禁止し、暴力を振るう親の面会と宿泊の権利を停止し、被害者に自宅を隠す許可を与えることができる。

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

保護命令は命令の通知後、最長 12 カ月有効である（民法第 515-12 条）。裁判官は、より短い措置期間を決定することができる。

(4) 具体的な申立方法

手続きは、管轄権を有する裁判所の書記官事務所宛てに申立書を提出することから始まる。

民事訴訟法第 1070 条に基づき、管轄権を有する家庭裁判所裁判官とは、次のとおりである。

- 家族が居住する場所の裁判官
- 両親が別居している場合、共同で親権を行使している場合には未成年の子が常居所を有する親の居住地の裁判官、又は単独で親権を行使している親の居住地の裁判官
- それ以外の場合は、手続きを開始しなかった親の居住地の裁判官

被害者は、女性被害者のためのシェルターのような別の場所に緊急に収容されている場合、その場所の裁判所に申立てを行うことができる。これらのシェルターでは、弁護士やソーシャルワーカーが申立ての準備を支援することができる。

(5) 弁護士の選任の要否

弁護士の選任は必須ではないが、被害者を支援し、確実な立件を助けるために強く推奨される。

被害者が経済的に困窮している場合には、弁護士費用を含む訴訟費用の補償を受けるための法律扶助を申請することができる（下記参照）。法律扶助を申請する場合は、必ず執行官と通訳者の費用を含めること。被害者が法律扶助を引き受ける弁護士を見つけることができない場合は、被害者が法律扶助の申請書を作成し提出するのを支援する協会に連絡することが望ましい。

<https://www.aidejuridictionnelle.justice.fr/aide/demande-en-ligne>

(6) 外国人である DV 被害者に有益な情報

- 保護命令の恩恵を受ける外国出身の被害者は、資力調査に合格することを条件に、居住を要することなく法律扶助を受けることができる（1991 年 7 月 10 日付け法律第 3 条）。
- 保護命令の申立ては、被害者がフランスの居住権を持たない場合であっても、勾留や国外追放の危険なく行うことができる。
- 保護命令の恩恵を受ける外国出身の被害者は、1 年間（更新可能）の暫定的な居住許可を取得することができ、被告人が最終的に有罪判決となった場合には、訴状を提出すれば 10 年間の居住許可を取得することができる（外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典（CESEDA）第 L.425-6 条及び第 L.425-7 条）。

(7) その他 DV 被害者に有益な情報

- ⇒ 一部の被害者が陥っている経済的依存を救済するために、普遍的な緊急援助の仕組みが法律によって導入された。受益者は、配偶者（パートナー又は同居者）又は元配偶者による犯罪の被害者であり、その虐待は保護命令、訴状の提出又は検察官への通報によって証明される（Social Action and Family Code 第 L.214-9 条）。

この援助は、扶養する子どもの存在を考慮したうえで、当該者の経済状況や社会状況に応じて、無利子の融資又は助成金の形で行われる。

住宅保険（家族の住居が対象）の一部として、弁護士費用を補償する法的保護制度がある。

- ⇒ 「重大危険電話」システムの利用：虐待の加害者が被害者との接触禁止に従わない場合に、検察官又は責任機関に直接通報することにより設置されるシステム。この電話機には、年中無休 24 時間対応のヘルプラインに直接つながるボタンがある。電話を受けた者が被害者の位置を特定し、警察の介入を要請することができる。

3 2 の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置

※ 上記 1 への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV 被害者から加害者自身も DV を受けたことを内容とする告訴等

(1) 概要（調査対象地域を明記）

虐待の加害者に対して保護命令が発出された場合、当該加害者は、決定を不服として上訴するか、又は家庭裁判所裁判官が命じた措置の解除を請求することができる。保護命令は、上訴によって停止されることなく執行可能であり、これに従わない場合は、刑事犯罪となり処罰される。上訴手続きは、緊急手続きと呼ばれる（3 カ月を要する）。

(2) 加害者側の措置が効力を有する期間

虐待の加害者は、以下を行うことができる。

- 命令に関する上訴：保護命令に対する上訴期限は、決定の通知から 15 日間である（民事訴訟法第 1136-11 条）。
- 保護命令の解除又は変更の要請：特定の義務の一時免除を要請することもできる。保護命令の解除の申立ては、保護命令の申立てと同じ方法で行われる（民事訴訟法第 1136-12 条）。被害者は、裁判官による新たな審理に召喚され、異議を申し立てることができる。この場合も、弁護士の同伴が強く推奨される。

(3) DV 被害者が取り得る対抗策

保護命令は暫定的に執行可能である。そのため、被害者は、特に家族の住居からの立ち退きの場合には、必要であれば公的機関の支援を受けて、上訴にかかわらず命令を執行することができる。

(4) 外国人である DV 被害者に有益な情報

欧州連合（EU）の加盟国で命じられた保護措置は、特別な手続きを必要とせずに他の加盟国でも認められ、執行宣言を必要とせずに執行可能である（2013 年 6 月 12 日付け規則第 606/2013 号）。

保護措置を EU 域内で執行するために、被害者は、決定を下した当局に証明書を要求することができる（規則第 606/2013 号第 5-1 条、民事訴訟法第 509-1 条）。

(5) その他、加害者側の対抗措置に関する有益な情報

4 DV 被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

被害者は開始した手続きに応じて、金銭的な措置を受けることができる。

➤ 保護命令：

- 裁判官は、特定の事情によって正当化される特別な理由のある命令がない限り、虐待の加害者ではない配偶者／パートナー／同居者に共有住宅の使用を認め、暴力を振るう配偶者に、住宅に関する費用（住宅ローンの返済など）の責任を負わせることができる（配偶者については民法第 515-11 条 3°、パートナー及び同居者については第 515-11 条 4°）。
- 裁判官は、結婚生活に要する費用に対する配偶者の拠出について裁定し、被害者に扶養費を与えることもできる。
- 子どもがいる場合、裁判官は、子どもの扶養と教育への拠出についても裁定し（民法第 255-11 条 5°）、養育費を支払うか、及び／又は虐待を行う親に子どものための特定の費用（学費など）を支払うよう命じることができる。

➤ 配偶者のための離婚手続き：裁判官は、被害者に夫婦の家の使用を認めることができ

る（無償又は有償）。また、注意義務に基づき、配偶者の一方に扶養費を与えることもできる。最後に、子どもの扶養と教育への拠出に関する条件を定めることもできる（民法第 255 条）。所得に著しい格差がある場合、裁判官は、離婚手続きの費用に充てるために、被害者に訴訟費用の支払いを命じることもできる。

- **親権の行使に関する離婚以外の手続き**：裁判官は、子どもの扶養と教育への拠出（養育費及び／又は費用負担）を決定する。

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

前述のとおり（*上記参照*）、保護命令は申立てから 6 日以内に発出されなければならない。それ以外のいわゆる緊急の場合は、期限がさらに長くなる。

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

保護命令は、命令の通知日から最長 12 カ月間分発出され、更新されることもある。この期間中に、離婚若しくは法的別居の申立てがあった場合、又は親権に関する訴訟が提起された場合には、保護命令は自動的に延長される（民法第 515-12 条）。

離婚中に取られた措置については、最終的に離婚が言い渡されるまで継続する。

(4) 具体的な申立方法

- ⇒ 保護命令については、手続きを開始するための手順は上記のとおりである。
- ⇒ 離婚手続きでは、夫又は妻が離婚の召喚状を発行し、暫定措置に関する審理の期日が通知される。これらは離婚手続き中に適用される措置である。
- ⇒ 離婚以外の親権の行使に関する手続きについては、次のとおりである。
 - 婚姻関係にない場合、両親は親権行使のための取り決めを決定するために、裁判官に申し立てることができる。
 - 離婚後は、両親は裁判官に対し、新たな事実の存在を証明できる場合に限り、親権行使に関する取り決めを変更するよう申し立てることができる。

いずれの場合も、手続きは、令状付きの申立書又は家庭裁判所裁判官の許可を必要とする緊急召喚状によって開始され、家庭裁判所裁判官が緊急審理の期日を設定する（民事訴訟法第 1137 条）。

(5) 弁護士の選任の要否

離婚手続きには、弁護士の選任が必須である。保護命令や親権行使の取り決めのみに関する手続きについては、この限りではないが、弁護士の選任は強く推奨される（*上記参照*）。

(6) 外国人である DV 被害者に有益な情報

- 既に説明したように、フランスに滞在する権利を持たない外国人被害者であっても、保護命

令を申し立てる場合や刑事手続きに関与する場合には、法律扶助を受ける資格がある。

- 離婚手続き又は親権の行使に関する手続きの場合、以下の立場に対応する手段に応じて、法律扶助が与えられる。

- EU 国籍者

- フランスに常住する外国人

- 例外的に、これらの条件を満たさない者であっても、その状況が紛争の対象や予見される裁判費用に照らして、特に注目に値すると思われる場合には、扶助の対象とする。

(7) その他、生活費の確保に関する有益な情報（同種の行政手続等を含む）

2023 年 1 月以降、執行可能な権利（判決、承認された親権合意、保護命令）で定められた養育費の支払いについては、自動的に財政仲介が実施されるようになった。CAF (Caisse d'allocations Familiales) (家族手当公庫) が毎月、支払義務を負った親から養育費を回収し、それを受益者である親に再分配する。

財政仲介は原則として自動的に行われるが、両親ともに拒否した場合、あるいは例外的に、この措置が当事者の一方の状況や抛出条件と相容れないと裁判官が判断した場合には、これを緩和することが可能である。しかし、扶養費の決定に至る手続きにおいて、当事者の一方が不満を表明したか、若しくは受取人にあたる親や子どもに対する脅迫や暴力行為について有罪判決を受けた場合、又は決定のなかでそうした脅迫や暴力行為に言及されている場合には、本規則を緩和することはできない（民法第 373-2-2 条 II°）。

つまりその場合、暴力行為の被害者は、虐待の加害者に依存することなく、毎月 CAF から養育費を受け取ることになる。

債務者である親による子どもの扶養と養育に対する抛出金が支払われない場合、又は離婚手続き中に受取人にあたる配偶者に支払われるべき扶養費が支払われない場合、受取人は、コモンローの執行手続きに異議申立てをすることができる。例えば、扶養費を支払うべき者の銀行口座の差し押さえ、又はその者の賃金からの直接支払いを執行官に求めることができる。

さらに、2 カ月間の不払いは刑事犯罪となり、2 年の拘禁刑と 15,000 ユーロの罰金が科される（刑法第 227-3 条）。被害者は家族遺棄の訴えを起こすことができる。

5 DV がある場合の離婚手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

家庭裁判所裁判官は、離婚訴訟が係属中であるか否かにかかわらず、親権行使に関する事項を裁定する際に、一方の親が受けた虐待の状況を考慮しなければならない。この留意事項は、民法第 373-2-11 条に明示的に規定されている。「裁判官は親権行使の条件について裁定する場合、特に以下を考慮しなければならない。（...）6 号：両親の一方が他方に対して行う身体的若しくは精神的な強迫又は暴力」

暴力行為は違法行為を理由とする離婚の原因となり、家庭裁判所裁判官は損害賠償を命じることができることを強調しておく必要がある。

配偶者の一方は、即時離婚手続き又は期日指定離婚手続きにより、緊急に離婚を申し立てることができる。これらの手続きは、訴訟の要素が保護命令を受けるために十分ではない場合に選択される（両当事者が婚姻中の場合）。

ただし、その場合、状況の緊急性を正当化する必要があり、通常、加害者の虐待行為が子どもに与える影響や、親権行使に関する措置を迅速に講じる必要性によって正当性が示される。

(2) 監護権についての裁判所の判断の傾向

離婚手続きであるか否かにかかわらず、家庭裁判所裁判官は、親権行使のための取り決めに関して、民法の同じ規定を適用する。フランス法では、両親が離別した場合でも、親権は共同で行使するという原則がある（民法第 373-2 条）。

だが、民法第 373-2-1 条は、子どもの利益のために必要な場合、裁判官は親権行使を両親のいずれか一方に委ねることができると定めている。これは特に、子ども又はもう一方の親に対して虐待が行われている場合に当てはまる。裁判官はこの点に関して、単独裁量権を有している。

ただし、親権を持たない親にも、子どもの養育と教育を監督する権利と義務は残る。子どもの人生に関わる重要な決定については、当該親に知らせなければならない。

(3) いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向

裁判官は、子どもの居住の取り決めを決定する際に、「両親の一方が他方に及ぼす身体的若しくは精神的な圧力又は暴力」を考慮する（民法第 373-2-11 条）。

さらに一般的に言えば、交互に居住することが子どもの利益に反すると思われる場合、裁判官は、子どもの常居所を被害者である親のもとと定める。裁判官は状況を具体的に評価し、両親の意見の相違、子どもの安全、親同士の行動を考慮する。

第二に、裁判官は、親子関係を維持させるために、もう一方の親に交流権及び宿泊を伴う交流の権利を与える。民法第 373-2-1 条は、これらの交流権及び宿泊を伴う交流の権利の行使は、重大な理由がある場合にのみ拒否することができると定めている。

状況に応じて、この交流及び宿泊を伴う交流の資格は、次のような形をとることができる。

- 一般的な交流及び宿泊を伴う交流の資格（隔週の週末と祝日の半分）
- 絆を回復する必要がある場合は、段階的な交流及び宿泊を伴う交流の資格
- 単純な日中の交流資格
- 子ども又は子どもが常居所を有する親に危険が及ぶ恐れがある場合は、連絡手段のある面会場所で交流する権利。裁判官は重大な理由があると判断した理由を示す。
- 親の行動が子ども又はもう一方の親に現実的な危険をもたらし、さらに深刻な理由となる場合には、すべての交流権及び／又は宿泊を伴う交流の権利が剥奪される。

(4) 離婚手続における養育費についての判断の傾向

上記参照

(5) 離婚手続における、面会交流についての判断の傾向

上記参照

(6) 外国人である DV 被害者に有益な情報

上記参照

(7) その他、離婚手続に関する有益な情報

フランス法では、子どもに判断能力があることを条件として、裁判官は、子どもに関するすべての手続きにおいて、子どもに聴取を行わなければならない。したがって、家庭裁判所裁判官が聴取を行える子どもの最低年齢はない。これは子どもの成熟度に応じて、裁判官の裁量で決定される。年齢は法律で定められていない。したがって、家庭裁判所裁判官は判断を下す際に、子どもが表明する感情を考慮しなければならない（民法第 373-2-11 条 2°）。児童裁判官も同様である。

民事訴訟法では、親権を行使する者（複数可）は未成年者に対し、聴取を受ける権利及び弁護士の支援を受ける権利について、知らせなければならないと規定されている。聴取の請求がない場合、裁判官は（書式への記入によって）子どもが確実に知らされていることを確認する。決定を他の欧州諸国で執行することが意図されている場合、これは非常に重要な点である。なぜなら、ブリュッセル II bis 規則は、子どもが意見を表明する権利を認めており（第 21 条）、この聴取の欠如は、他国での不承認の理由となるからである。

未成年者から聴取を請求することもあり、その場合、聴取は必須となる。未成年者の判断能力の欠如を根拠とする場合のみ、請求を拒絶することができる（民法第 388-1 条）。

両当事者の一方が聴取を請求することもできる。この場合、紛争解決に必要でないと裁判官が判断した場合、又は子どもの利益に反すると裁判官が認める場合は、請求を拒絶することができる。

子どもには、弁護士又は自身で選んだ人物の支援を受ける選択肢がある。子どもが弁護士の支援を要請した場合、又はそれが子どもの利益になると裁判官が判断した場合、裁判官は子どものために弁護士を任命するために、弁護士協会会長に書面で照会する。弁護士同伴で聴取を受けることを選択した未成年者は、家庭裁判所裁判官による手続きと児童裁判官による手続きの両方において、法律扶助を受ける権利を持つ。この弁護士による支援は、無料である。

子どもは無条件に、児童裁判官の聴取を受ける。その場合も、子どもには、弁護士又は自身で選んだ人物の支援を受ける選択肢がある。

弁護士協会が任命した子どもの弁護士は、無料である。

注意：

DV が第三者（学校、医師）から検察官に通報されることもある。虐待の被害者である親が子どもを守るために行動しない場合、事件は児童裁判官に付託され、児童裁判官は子どもを守るための措置を命じることができる。

刑事訴訟法第 40 条は、以下のように規定している。「職務の遂行中に犯罪又は違法行為に気付いた法定機関、公務員 (public officer or civil servant) は、遅滞なく検察官に通知し、すべての関連情報、公式報告書及び文書を当該検察官に送付する義務を負う。」

したがって、この条項は、公務員 (public officer or civil servant) が職務上知り得た犯罪又は違法行為を検察官に通報することを義務付けることにより、当該公務員を職業上の守秘義務から解放する効果をもつ。この通報義務はすべての公務員に適用され、すべての違法行為に関係する。ただし、この通報義務を遵守しなかった場合でも、刑事罰の対象にはならない。

さらに、刑法第 434・3 条は、以下のように規定している。「15 歳未満の未成年者、又は年齢、病気、虚弱、身体的・精神的障害若しくは妊娠のために身を守ることができない者に対して加えられた剥奪、虐待、性的虐待を知っていた者が、司法当局又は行政当局に通報しなかった場合、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金が科される。」したがって、15 歳未満の未成年者に加えられた身体的、精神的又は性的虐待を知る者は、違反した場合に刑事訴追されるという条件で、司法当局に通報する義務を負う。この虐待には、未成年者の健康、安全又は道徳心を損ない、未成年者の両親をその法的義務から排除するという性質がある。

また、継続中の犯罪捜査の中で、子どもが警察署や憲兵隊による事情聴取を受けることもある。その場合、子どもには弁護士が付かず、親が付き添うことになる。子どもの供述は専門家がとり、事情聴取は録音されることがある。

子どもに対するこの聴取は、犯罪捜査の枠内にとどまり、家裁でこれを利用することはできない。暴力を振るう親を有罪とする刑事判決が下された場合に限り、家庭裁判所に送られる。

6 DV 被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

親権行使に関する取り決めの変更を要求するために、親はこの問題を家庭裁判所に付託することができる。要求が認められるためには、親は、子どもに関する取り決めに定めた最後の決定に関して、新たな要素の証拠を提出しなければならない。両親が取り決めの変更に同意している場合、この条件は不要である。

(2) 具体的な申立方法

既に述べたように、手続きは、申立書又は緊急召喚状によって開始される。なお、緊急召喚状については、被告人に対する発行について、家庭裁判所から事前の許可を得ていることを前提とする (民事訴訟法第 1137 条)。

民事訴訟法第 1070 条に基づき、管轄権を有する裁判官とは、次のいずれかの者である。

- 家族の住居が所在する場所の裁判官
- 両親が別居している場合、共同で親権を行使している場合には未成年の子どもが常居所を有する親の居住地の裁判官、又は単独で親権を行使している親の居住地の裁判官
- それ以外の場合は、手続きを開始しなかった者の居住地の裁判官

刑事訴訟手続きにおいて、捜査裁判官又は自由と勾留判事は、司法審査の一環として、子どもに対する直接的な虐待がない場合であっても、子どもとの交流及び宿泊を伴う交流を行う親の権利を停止することができる（刑事訴訟法第 138 条 17°）。

被害者が訴状を提出した場合、捜査の結果、刑事裁判所に付託される可能性があり、刑事裁判所は追加の刑罰として、親権の剥奪を宣告することができる。

親権の喪失とは、**権利と義務を失うこと**を意味する。親権を剥奪された親は、親権（監護権、交流権、子どもの教育、健康、福祉に関する決定権など）の行使に関連する権利と義務を失う。

- 保護措置：子どもは第三者（家族、保護者、施設など）の保護下に置かれ、その後は、この第三者が代理で親権を行使する。この第三者は、子どもの福祉と発達を保証する責任を負う。
- 養育費：親権を剥奪された親は、依然として子どもの養育と教育に金銭的に貢献する義務を負う。したがって、現在親権を行使している第三者に対して、養育費を支払わなければならない。
- 養子縁組：場合によっては、親権の喪失によって、子どもが第三者に養子縁組される道が開かれることもある。この決定は、常に子どもの最善の利益のために行わなければならない、特定の法的手続きを必要とする。

親権を剥奪された親は、2 年後に、家庭裁判所に権利の回復を申請することができる。

(3) 弁護士を選任の要否

弁護士の選任は必須ではないが、強く推奨される。

(4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向

フランス法では、別居や離婚をした場合でも、共同養育の原則は有効なままである。民法第 373-2 条は、裁判官が子どもの最善の利益のために別段の決定をしない限り、「両親の別居は、親権の行使に関する規則に影響を及ぼさない」と定めている。

だが、申請者である親が子どもの利益になることを証明した場合、裁判官は、子どもについての決定済みの取り決めを変更するよう要求されることがある。交流権の変更に関する法的規定は、一方の親が他方の親又は子どもに対して行った虐待を基準とする。

深刻な状況により正当な理由がある場合、家庭裁判所裁判官は、親が子どもと面会したり滞在したりする権利を剥奪又は制限することができる。裁判官はまた、この交流権を、親子間の面会を監督する責任を負う専門家とともに面会スペースで行使するよう定めることもできる。裁判官は措置の期間を定め、面会の頻度と期間を決定しなければならない。

(5) 外国人である DV 被害者に有益な情報

子どもの常居所がフランスにある場合、フランスの裁判官が親権行使に関する取り決めを裁定する管轄権を有する。

(6) その他、監護権の変更に関する有益な情報

親権行使に関する家庭裁判所裁判官の決定に対しては、判決の場合は通知から 1 カ月以内に、命令の場合は 15 日以内に、上訴することができる。決定は両当事者によって執行されなければならない。子どもと居住している親は、交流権と宿泊を伴う交流の権利を定めた裁判官の決定に従って、子どもをもう一方の親に引き渡す義務を負う。これに違反した場合、子どもを引き渡さなかったとして、刑事上の有罪判決を受ける可能性がある。この条項では、最長 1 年の拘禁刑と 15,000 ユーロの罰金が規定されており、罰則は厳しいものとなる可能性がある（刑法第 227-5 条）。

刑事判決が民事問題に及ぼす影響：

親がもう一方の親に対して犯した犯罪の加害者、共同加害者又は共犯者として有罪判決を受けた場合、刑事裁判所は、親権の全面的な剥奪を命じることができる。刑事裁判所は、全面的な剥奪を命じないときは、その決定の理由を示さなければならない（刑法第 228-1 条 1 項）。

親がもう一方の親に対する犯罪で起訴され又は罪に問われた場合、当該者の親権並びに交流権及び宿泊を伴う交流の権利の行使は、一方の親がこの事件を家庭裁判所に付託した場合は家庭裁判所裁判官の決定があるまで、又は捜査裁判官が事件を却下する決定を下すまで、又は刑事裁判所の決定があるまで、停止される（民法第 378-2 条）。

親がもう一方の親に対して犯した犯罪で有罪判決を受けた場合、刑事裁判所は、親権の全部若しくは一部の剥奪、又は親権行使の撤回を命じることができる（刑法 228-1 条 2 項）。

7 子と共に DV 被害者が転居したい場合の司法手続（国内転居の場合及び国外転居の場合）

(1) 概要（調査対象地域を明記）

親は、子どもを連れてフランス国内又は海外に転居する許可を裁判官に求めることができる。この転居は必然的にもう一方の親の親権を侵害するものであるため、合法とするためには、もう一方の親又は裁判官の許可が必要となる。これに違反した場合、この転居は国際的な子の奪取となる

(2) 具体的な申立方法

申請は変更申請と同様に、申立書又は召喚状（上記参照）のいずれかにより、親が家庭裁判所裁判官に対して行う。

(3) 弁護士の選任の要否

弁護士の選任は必須ではないが、子どもの転居を要請する場合には強く推奨される。なぜなら、計画された外国への転居が子どもの最善の利益となる確固とした関連証拠がある場合にのみ、裁判官はその要請を認めるからである。

(4) 転居に関する裁判所の判断の傾向

裁判官は、子どもの最善の利益に従って判断を下す。実際には、これは次のことを意味する。 ○ 子どもの地理的、感情的なつながりを考慮する。 ○ 兄弟姉妹の存在を考慮する。 ○ 要望があれば、子どもの意見を聴く。 ○ 新しい居住地での生活環境が子どもの最善の利益となることを確認する。 ○ 子どもともう一方の親との関係が維持されることを確認する。そのために、裁判官が特に頼りにするのは、これまでの慣行と両親の相手方との対話能力である。 (5) 外国人である DV 被害者に有益な情報 上記を参照 (6) その他、転居に関する有益な情報 単独親権を行使している親は、子どもを連れて転居することを当局に通知しなければならない。虐待をした親が親権を剥奪された場合、子を監護している親は、誘拐したとされずに転居することができる。
8 DV 被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続
(1) 概要（調査対象地域を明記） 親の交流権や宿泊を伴う交流の権利を変更するための特別な手続きはなく、親権行使や居住地を変更する場合にも、同様の手続きが適用される（項目 5 を参照）。 (2) 具体的な申立方法 上記参照 (3) 弁護士の選任の要否 弁護士の支援を受けることが常に望ましい。 (4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向 (5) 外国人である被害者に有益な情報 (6) その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報
9 弁護士への依頼
(1) DV に詳しい弁護士の探し方 弁護士協会の名簿を参照し、家族法を専門とする弁護士を検索すれば、DV を専門とする弁護士を見つけることができる。各弁護士協会には名簿がある。例えばパリでは、次のリンクで名簿を参照することができる：https://www.avocatparis.org/annuaire

また、弁護士と連携していることが非常に多い被害者支援団体に連絡することもお勧めする。

- 女性と家族の権利情報センター全国連盟（The National Federation of Information Centers on Women's and Family Rights: FN CIDFF:FN CIDFF）
- 被害者の自宅近くの地域団体は、以下の政府のウェブサイトで見つけることができる：<https://arretonslesviolences.gouv.fr/associations-de-lutte-contre-les-violences-sexistes-et-sexuelles/associations>

(2) 日本語対応が可能な弁護士の探し方

Association des Avocats Japonophiles（日仏弁護士協会）（+33 01 42 65 55 04、contact@asso-aaj.fr）に問い合わせること。日本語を流暢に話すスタッフもいる。それでもやはり、国際家族法を専門とする弁護士に相談することが望ましい。

(3) 弁護士への依頼方法

弁護士には、電話、電子メール又はウェブサイトから直接連絡することができる。

(4) 弁護士費用の相場

弁護士には、さまざまな報酬の支払方法がある。

- 時間制の料金。弁護士が事件に費やした時間に応じて支払われる。
- 定額料金。弁護士が実際に事件に費やす時間に関係なく、定額で支払われる。
- 業績連動料金。フランスでは、弁護士報酬を成果のみに基づいて支払うことはできないが、業績連動報酬で報酬（定額制又は時間制）を補うことができる。

いずれの場合も、弁護士費用は、弁護士と依頼人との間で締結される報酬契約書に定められ、そこでは弁護士の任務の範囲も定められる。

すべての弁護士が法律扶助を受け入れているわけではない。被害者は法律扶助を受ける資格を有する場合、連絡を取った弁護士に受入れの有無を尋ねる必要がある。

(5) リーガルエイド

被害者の資産が限られている場合、被害者はリーガルエイド（法律扶助：国による弁護士費用の全額又は一部の補償）を申請することができる。申請書式はオンラインで、又は裁判所から入手できる。法律扶助は、資力と資産の調査に基づき与えられる。収入と資産が一定額を超えてはならず、その額は課税世帯の人数によって異なる。法律扶助は、手続き実施前又は手続き中に要請することができる。

<https://www.aidejuridictionnelle.justice.fr/aide/demande-en-ligne>

保護命令は、被害者に暫定的な法律扶助を与える旨を定めることができる。法律扶助を恒久的に受けるためには、金融資金（収入、不動産資産、貯蓄）の証明が必要となる。これらが法律扶助の適格基準を超える場合、国から支払われた金額を返済しなければならない。

さらに、いくつかの市役所、司法・法律事務所、又は **CIDFF**（暴力被害者向け）や **Points d'Accès au Droit**（Law Access Points）などの団体によって、無料の法律相談が提供されている。これには以下が含まれる。「Maison de Justice et du Droit（MJD）」、「Point d'accès au droit（PAD）」、「Relais d'accès au droit（RAD）」、「Antenne de justice（AJ）」、さらには「France services（FS）」。

一部の保険契約では、保険料の負担を明記することで、法的保護の補償（車、家、クレジットカードなど）を受けることができる。

法的保護の補償は、保険会社や銀行との単独の契約としても利用できる。

(6) 外国人である DV 被害者に有益な情報

(7) その他、弁護士への依頼に関する有益な情報

10 在留資格

(1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法（DV 被害者のための特別なビザ等を含む）

フランス人と結婚してフランスに来た人、又はフランス人との結婚により居住権を得た人は、DV を受けた場合又は重婚の状態にある場合に、配偶者との関係が破綻したときは、この権利を保持することができる。申請は県庁に対して行う。虐待や重婚に関するすべての証拠を提出しなければならない（証言、訴状、診断書等）。

保護命令の受益者である外国出身の被害者は、1 年間（更新可能）の**仮在留カード**を取得することができ、告訴した場合には、刑事訴訟手続きの期間中、これを保持することができる。被告人が最終的に有罪判決を受けた場合、被害者は、10 年間の居住許可を受ける権利を有する（「CESEDA」第 L.425-6 条及び第 L.425-7 条）。

(2) 手続の方法

申請は、ANEF（Administration numérique des étrangers en France）のウェブサイトを通じて行う。このサイトは内務省によって運営されている。

フランスには、ビザ取得のための手続きを支援する団体がいくつかある。

- **CIMADE**：フランスの移民と難民、特に暴力に直面している人々の支援を専門とする団体。このサービスは無料で、3 カ国語（フランス語、英語、スペイン語）に対応している。
 - 連絡先：01 40 08 05 34 又は 06 77 82 79 09（水曜日の午前 9:30 から午後 1:30 までと午後 2:30 から午後 5:30 まで）
- **GISTI**：フランスの移民と難民のための法的助言を専門とする団体。このサービスは無料である。
 - +331 84 60 90 26（月曜日から金曜日までの午後 3 時から午後 6 時までと、水曜日と金曜日の午前 10 時から正午まで）。又は郵送：Gisti, 3 villa Marcès 75011, Paris, France

(3) その他、在留資格に関する有益な情報
11 その他の DV に関する司法手続

Ⅲ. ハーグ条約に基づき DV 被害者が調査対象国に帰国する場合について	
※	子の連れ去り・留置を行った DV 被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定
1	ハーグ条約に基づき DV 被害者が帰国する前に、調査対象地域で DV 被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法
※	子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等
	逮捕状は、刑事犯罪の場合、すなわち検察官に訴状が提出されたことを受けて発行される。暴力の被害者が誘拐の犯人である場合、犯罪捜査は秘密裏に行われるため、逮捕状が出ているかどうかは、当該 DV 被害者にはわからない。
2	DV 被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV 被害者の帰国前に刑事手続を止める方法
※	アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等
	逮捕状の解除を求めるには、弁護士を通じて検察官に連絡する必要がある。その後、不法な連れ去りを行った実行者を刑事裁判所に起訴するかどうかは、検察官の判断に委ねられる。
3	ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法
※	アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等
	DV 被害者が利用できる支援については、上記を参照。
4	その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報

Ⅳ. その他の関連情報